

物 品 売 買 契 約 書 (案)

1 契約物件	プロパンガス
2 単 価	1 m3 円 (基本料金 円／月)
3 売買期間	自 令和 8年 4月 1日 至 令和 9年 3月 31日
4 設置場所	埼玉森林管理事務所
5 品質規格	プロパンガス い号
6 契約予定量	2 4 m3
7 予定総金額	金 円
8 契約保証金	免除する

頭書のプロパンガスの供給について分任支出負担行為担当官 関東森林管理局 埼玉森林管理事務所長 安嶋 博志（以下「甲」という。）と （以下「乙」という）とは下記条項により売買契約を締結し、その証として本書2通を作成し双方押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 8年 4月 1日

買受人（甲） 住 所 埼玉県秩父市大野原491-1
氏 名 分任支出負担行為担当官
関東森林管理局
埼玉森林管理事務所長 安嶋 博志

売渡人（乙） 住 所
氏 名

記

- 第1条 乙は、甲の指示する場所にガスボンベを設置し、プロパンガスの充満をなし甲の業務に支障をきたさないよう補給しなければならない。
- 第2条 乙は、ガスボンベの設置等について高圧ガス取締法に基づく家庭用消費基準によって行うものとする。

第3条 乙は、ガスボンベの設置及びこれに伴う乙の負担とする維持管理に要する費用はこれを負担するものとする。

第4条 乙の責に帰すべき事由によりプロパンガスに起因する事故のため甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、賠償の責を負うものとする。

第5条 プロパンガスの供給量の決定は、ガスマーターの検針によるものとし、この検針は甲又は甲の命じた職員が毎月定期に行うものとする。

2 甲は、前項の検針を行う場合には、乙又は乙の代理人を立会いさせるものとする。

3 乙又は、乙の代理人は、立会いできないときは、その結果について異議を述べることはできない。

第6条 この契約による確定金額は、前条により確定した供給量に対し、頭書の単価をもって得た額に消費税を加えた額とする。

第7条 乙は、前条による確定金額は、(以下「代金」という)を毎月1回甲に適法な支払請求書を提出し、その支払を受けることができる。

2 甲は前項の支払請求書を受理した日から、30日以内に代金を支払うものとする。

3 甲の責に帰すべき事由により、前項の期限内に代金を支払わないときは、甲はその期限の翌日から代金を支払った日までの日数に応じて、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

第8条 乙はこの契約に属する権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させることはできない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第9条 次の各号の一に該当するときは、甲は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

1 乙において契約上の義務を履行せず又は、甲が履行する見込みがないと認めたとき。

2 乙が不可抗力以外の事由により、この契約の解除を申し出たとき。

3 この契約による契約解除の効果は、解除の際に供給済のものに対しては及ばないものとし、これについての金額の確定及び代金の支払については、第5条及び第7条の規定を準用する。

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は乙に対し、違約金として頭書の予定総金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

第 11 条 この契約において、乙より甲に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。

2 前項の場合において、甲の収納すべき金額が乙の債権額を超過するときは、乙は当該金額を甲の指示するところに従い、指定期限までに納付するものとする。

第 12 条 この契約書に定めてない事項については、必要に応じて甲、乙協議の上定めるものとする。

第 13 条 この契約について、紛争を生じたときは、甲、乙協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

(特約事項)

別紙特約条項のとおり

別紙特約条項

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解

除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。